九州大学における成果活用事業者への支援に伴い取得する株式等の取扱に関する規程

平成２６年度九大規程第１２４号
制　　定：平成２７年　３月３１日
最終改正：令和　６年　７月　１日
（令和６年度九大規程第１４号）

（趣旨）

第１条　この規程は、九州大学(以下「本学」という。）において、大学等（国公私立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、国立研究開発法人、公益法人等の非営利法人をいう。以下同じ。）の研究開発成果の普及及び活用を促進し、もって本学の研究開発能力を強化し連続的なイノベーションの創出に寄与することを目的として、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号。以下「法」という。）第３４条の４第１項に規定する本学の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下「成果活用事業者」という。）の支援を行う場合において、支援の対価として株式等を取得する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　支援　法第３４条の４第２項に規定する大学の有する知的財産権の移転、設定又は許諾、技術的な指導又は助言、その保有する施設又は設備の貸付けその他の研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援をいう。

(2)　株式等　株式及び新株予約権をいう。

（受入れの基準）

第３条　本学は、成果活用事業者から支援の対価として、株式等による支払いの申し出を受けた場合において、大学等の研究開発成果の普及及び活用の促進を図るため適当であると認められるときは、支援の対価の全部又は一部を株式等で収納することができるものとする。

（審査手続）

第４条　支援の対価として、株式等による支払いの申出をしようとする成果活用事業者は、次の各号に掲げる事項を書面等により学術研究・産学官連携本部長あてに提出するものとする。

(1)　成果活用事業者の住所及び代表者名

(2)　事業化しようとする研究開発成果の概要

(3)　支援対象及び株式等による支払いを申し出る理由

(4)　支援の対価とする株式等の内容

(5)　その他必要な事項

２　学術研究・産学官連携本部長は、前項の申出について、審査するため、九州大学産学官連携戦略会議規程（令和３年度九大規程第１５７号）第８条に基づき、産学官連携戦略会議のもとに、専門家会議を置く。

３　専門家会議の構成その他必要な事項は、別に定める。

４　専門家会議は、当該成果活用事業者の資力その他の事情を勘案の上、支援の対価の全部又は一部を株式等で収納することについて審査を行い、産学官連携戦略会議に報告する。

５　産学官連携戦略会議は、専門家会議の議に基づいて、前項により報告のあった事項について審議する。

６　総長は、産学官連携戦略会議の審議を経て、当該成果活用事業者への支援の対価の全部又は一部を株式等で収納することについて決定する。

（議決権の行使）

第５条　株式を発行する成果活用事業者（以下「発行会社」という。）の株主総会においては原則として議決権を行使しない。ただし、議決権を行使しないことにより当該発行会社の経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合においては、総長が議決権を行使するものとする。

（実施補償金の配分）

第６条　支援の対価として株式等を取得した場合における当該発明者等への実施補償金については、九州大学知的財産取扱規則実施細則（平成２７年度九大細則第１号）の定めるところによる。

（株式等に係る管理及び売却等）

第７条　支援の対価として取得した株式等の管理、売却及びこれに係る事項は、別に定める。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年度九大規程第２９号）

この規程は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（令和元年度九大規程第８８号）

この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和２年度九大規程第３６号）

この規程は、令和２年１２月１０日から施行する。

附　則（令和３年度九大規程第３４号）

この規程は、令和３年５月１日から施行する。

附　則（令和４年度九大規程第１６４号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大規程第１５号）

この規程は、令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和５年度九大規程第９４号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年度九大規程第１４号）

この規程は、令和６年７月１日から施行する。